

## 東シナ海における海洋権益を守るための緊急提言

平成17年3月29日  
自由民主党

資源の大半を海外からの輸入に依存しているわが国にとって、海洋資源を確保することは死活的重要性を持っている。このような観点からわが党は、昨年6月に「海洋権益を守るための9つの提言」を公表したが、それから一年近く経過するも、中国による資源開発の問題を中心に、その解決の糸口は見えていない。

昨年10月に行われた東シナ海に関する日中協議では、春暁油ガス田の地質構造に関する中国側からの情報提供は全く不十分なものであった。同協議において、日本側から開発作業の中止を求めたにもかかわらず、中国は着々と生産に向けた準備を進めており、本年3月には春暁油ガス田等の付近で、海底パイプラインの敷設等に関連する作業を行っていると思われる船舶の存在まで確認されている。既に発表されているわが国の3次元物理探査の結果からすれば、春暁油ガス田等における中国側の資源開発が、わが国の資源に影響を与えるという懸念は深まるばかりである。

このような事態に鑑み、今般、特に憂慮される中国の資源開発に対し、わが国として具体的な行動を起こすよう求めるため、以下の通り提言する。

### 1. 試掘の実施について

中間線の日本側において、わが国鉱業法に基づき、試掘権を設定して試掘を行うことは、法的に何ら問題はなく、むしろわが国の資源を守る観点からは当然な措置である。

そもそも日中間のように海岸線間の距離が400海里に満たない海域では、国際法上、双方の国が200海里までの大陸棚に対する権原を持っている。そのような中で、わが国は、「中間線による排他的経済水域及び大陸棚の境界画定を行うことが国連海洋法条約に基づく衡平な解決である」と主張してきた。このような考え方に基づき、例えば平湖油ガス田のように中間線の中国側での開発については、本来であればわが国が権原を有する水域であるので異議を唱えることもできたが、事実上中国が中間線を尊重して、中間線の中国側のみにおいて活動している限り、中間線の定着を図るという観点か

ら特段の異議を唱えてこなかった経緯がある。

これに対して中国は、この水域における境界画定に当たって自然延長論を持ちだし、中国の大陸棚は沖縄トラフまで延びていると主張し、係争海域は中間線と沖縄トラフの間であると主張している。その上で、春暁油ガス田のように中間線の日本側の資源に影響を与え得る開発を進めているのである。

わが国の3次元物理探査の中間報告において、春暁油ガス田及び断橋ガス田については、その構造が中間線の日本側まで連続している蓋然性が高いとの結論が得られている。そのような中で、わが国としては、中間線を跨いでいる構造の中に油層やガス層が存在しているのか、あるいは断層が石油及びガスの移動を遮断しているのか等について、物理探査に加え試掘を行うことによって、確実なデータを把握する必要がある。

日中の中に意見の相違があることについては事実として受け止めなければならないが、中国が自身の立場に基づいて開発を行った結果、わが国の資源が採掘されることにつながるのであれば、わが国としてこれを看過することは断じてできない。春暁油ガス田等でまさに中国の生産が始まろうとしている中、わが国としても国際法に基づくわが国の権利を確保するための措置として、中間線の日本側において試掘を行うべきである。このような試掘の実施は、中間線の日本側はわが国の排他的経済水域及び大陸棚であるとの立場を実行面でも確立する観点からも不可欠である。

その際、民間企業にとっては、境界線が画定しない中での開発にはリスクが伴うことも事実であるため、国から委託する形で試掘を実施するべきである。

## **2 . 試掘の実施に向けた具体的措置**

### **( 1 ) 試掘権の設定**

実際に試掘を実施するためには、鉱業法上、あらかじめ試掘権を設定する必要があるが、政府は、速やかに必要な手続きを進め、試掘権の設定を行うべきである。

### **( 2 ) 試掘を行う環境の整備**

実際の試掘を行うにあたっては、作業の安全に万全を期す必要がある。政府は、安全の確保に関し、関係省庁が連携し、必要に応じ立法措置を講じることを含め、法的整理及び実施の両面において総合的な対策を早急に策定・確立すべきである。

### (3) 「海洋権益関係閣僚会議」(仮称)の設置

実際の試掘を行うに当たっては、高度の政治的判断が求められる。既に昨年6月の提言で示したように、政府は、「海洋権益関係閣僚会議」(仮称)を早急に設置すべきであり、同会議の下、政府一丸となって取り組むべきである。

### 3. 中国との交渉について

東シナ海のような境界画定をしていない海域において、資源の共同開発を行うことは、国際的に採用されている慣行であり、解決に向けた選択肢の1つであることは間違いがない。しかしながら、これまで中国が言及している共同開発は、大陸棚自然延長説に基づいて日中中間線の日本側海域のみを開発の対象とする一方的なものである可能性が高く、中間線により境界画定をすべきとのわが国の基本的立場は今日の国際法に照らして合理的なものであることを踏まえると、日本側として到底受け入れられる解決策ではない。したがって、中間線の両側を対象とする共同開発を議論する用意が中国側にあることが明白にならない限り、中国側の提案に安易に乗って共同開発の議論を行うことは、中国側の時間稼ぎを手助けするものとして厳に避けるべきである。

中国による春暁油ガス田等の開発問題は、単なる資源開発の問題ではなく、排他的経済水域及び大陸棚という国の主権的権利にかかわる問題であり、客観的事実の解明を行った上で、国際的な信義とルールに基づいてその解決を図ることが肝要である。このことは、日中両国の健全な長期的友好関係の発展のためにも極めて重要なことである。

今後とも政府は、わが国の懸念が払拭されない限り、春暁油ガス田等の開発に関する情報の提供及び開発作業の中止を、中国に対して毅然と要求していくべきである。

以上